

専決処分の報告について

秦野市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出

秦野市長 高橋 昌和

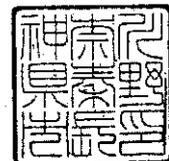


専 決 処 分 書

秦野市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

秦野市長 高橋 昌和



理由

地方税法の一部改正に伴い、次の理由により改正する。

- (1) 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を比準課税標準額による価格とする経過措置について、令和8年度まで延長すること。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設（特定事業所内保育施設）のために使用する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税の特例措置が廃止されたため、その特例率を定める条項を削除すること。
- (3) 条例で引用する地方税法の条項に移動が生じたこと。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第16項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定により令和3年度から令和5年度まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定により令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第28項中「法附則第15条第25項第2号イ」を「法附則第15条第25項第3号イ」に改める。

附則第29項中「法附則第15条第25項第2号ロ」を「法附則第15条第25項第3号ロ」に改める。

附則第30項中「法附則第15条第25項第2号ハ」を「法附則第15条第25項第3号ハ」に改める。

附則第31項中「法附則第15条第25項第3号イ」を「法附則第15条第25項第4号イ」に改める。

附則第32項中「法附則第15条第25項第3号ロ」を「法附則第15条第25項第4号ロ」に改める。

附則第33項中「法附則第15条第25項第3号ハ」を「法附則第15条第25項第4号ハ」に改める。

附則第35項を削る。

附則第36項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改め、同項を附則第35項とし、附則第37項から第51項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第16項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用

し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

報告第17号 秦野市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1-15 (略)</p> <p>(令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>16 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)</u> 附則第21条の規定により令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。</p> <p>17-27 (略)</p> <p>28 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>29 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>30 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>31 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1-15 (略)</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>16 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)</u> 附則第14条の規定により令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。</p> <p>17-27 (略)</p> <p>28 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>29 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>30 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>31 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

3 2 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ロの条例で定める割合は、
2 分の 1 とする。

3 3 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ハの条例で定める割合は、
2 分の 1 とする。

3 4 (略)

3 5 法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合は、3 分の 2
とする。

3 6 - 5 0 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第 1 6 項の規定
は、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税及
び都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税
及び都市計画税については、なお従前の例による。

3 2 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロの条例で定める割合は、
2 分の 1 とする。

3 3 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハの条例で定める割合は、
2 分の 1 とする。

3 4 (略)

3 5 法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合は、3 分の 1
とする。

3 6 法附則第 1 5 条第 3 3 項の条例で定める割合は、3 分の 2
とする。

3 7 - 5 1 (略)

地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正概要

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行が必要な部分について、専決処分により次のとおり市税条例を改正したものです。

1 改正の概要

(1) 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置の改正

ア 改正の内容

用途変更宅地等^(※1)及び類似用途変更宅地等^(※2)に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準額を比準課税標準額による価格とする経過措置の適用期間について、3年間延長し、令和8年度までとしたものです。

※1 用途変更宅地等…宅地であって、住宅用地から事務所や店舗などの非住宅用地へ変更された土地

※2 類似用途変更宅地等…宅地以外の地目から、地目変更によって宅地となった土地など

イ 経過措置の内容

平成10年の税制改正により、平成11年度からは、市全体における用途ごとの「平均負担水準」を用いて簡易に税額計算が行えるようになりました。

しかし、「平均負担水準」を用いる方法では、地域の状況により税負担に差が生じ、税の公平性を欠くおそれがあるため、地方税法において、市町村が条例で定めた場合は「平均負担水準」を用いずに過去からの遡り計算を行うことで当年度の課税標準額を算出する「比準課税標準額」を用いる経過措置が時限的に認められています。

本市では、この経過措置を適用することとし、地方税法において平成12年度以降に行われている3年ごとの経過措置の期間延長に合わせ、市税条例の改正を行ってきました。

令和6年度の地方税法の一部改正により、この経過措置が令和8年度

まで延長されたことに伴い、これまでと同様に、適用期間を3年間延長し、令和8年度までとするよう市税条例を改正したものです。

- (2) 固定資産税等の地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の廃止
子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設（特定事業所内保育施設）のために使用する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税の特例措置が廃止されたため、その特例率を定める条項を削除したものです。

- (3) 引用条項の整理

移動が生じた引用条項を改めたものです。

2 施行日

令和6年4月1日